

奨学金返還支援制度規程

株式会社〇〇〇〇

(目的)

第1条 この規程は、株式会社〇〇〇〇における人材確保と定着のため若者から選ばれる企業になることを目的に奨学金返還支援制度について定めたものである。

(奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度(以下「支援制度」という。)とは、自身の奨学金を現に返還している社員に対して、株式会社〇〇〇〇が返還額の一部を補助するために、手当として支給する制度のことをいう。

(支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者(以下「支援対象者」という。)とする。

- (1) 就業規則第〇条に定める正社員であること。
- (2) 奨学金を受給し、現に奨学金の返還をしている者であること。
- (3) 第4条の書類を提出した者であること。

【その他、追記候補となる項目(例)】

- 支援制度の適用を受けようとする初年度の末日において、30歳未満の者であること。
- 支援制度の適用を受けようとする日において、大学等を卒業した日が属する年度の末日の翌日から起算して、5年を経過していないこと。
- 入社後1年を経過した者であること。

[参考] 宇都宮市の補助制度の対象者について

従業員が市の補助対象となるには、以下の条件がございますので、ご注意ください。

- ・申請初年度において、既卒5年以内かつ満30歳未満
- ・申請日時点において、市内に1年以上居住かつ協力企業に正規雇用され、同企業に1年以上勤務し、現在在籍していること
- ・奨学金を滞納なく返還中かつ勤務する協力企業から奨学金返還支援を目的とした金銭給付を受けていること
- ・市税の滞納がないこと
- ・国家公務員及び地方公務員、独立行政法人の職員でないこと
- ・過去及び現在において類似した補助を受けていないこと

(書類の提出)

第4条 支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類の写し
 - (2) 奨学金等の借入残高が分かる書類の写し
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日までに奨学金等を返還していることを証明する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

(奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

- (1) 日本学生支援機構の奨学金
- (2) 地方公共団体や大学等が大学生等に対して学資として貸与する奨学金
- (3) その他、会社が認めるもの

(奨学金返還支援手当)

第6条 奨学金返還額の一部補助を、「奨学金返還支援手当」として毎月の給与で支給する。

- 2 奨学金返還支援手当は、月額〇〇,〇〇〇円とする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支給は行わないものとする。
- 3 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

【支給の時期は任意であり、次のような時期が考えられる】

《賞与に合わせて支給する場合》

第6条 奨学金返還額の一部補助を、「奨学金返還支援手当」として、次のとおり支給する。

支給時期 〇月,〇月
 支給額 〇〇,〇〇〇円

ただし、支給月前〇か月間の本人の奨学金返還額を超えての支給は行わない。

- 2 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

《1年に1回支給する場合》

第6条 奨学金返還額の一部補助を、「奨学金返還支援手当」として〇月に支給することとし、支給額は〇〇,〇〇〇円とする。

ただし、支給月前12か月間の本人の奨学金返還額を超えての支給は行わない。

- 2 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

(支給期間等)

第7条 奨学金返還支援手当は、支援対象者が最初に手当を受けた年度を含む連続した3年度の末日の属する月まで支給する。

- 2 奨学金返還が終了した場合は、最終返還月まで支給する。
- 3 月(給与算定対象期間)の途中で退職した場合は、当該月の支給は行わない。

【支給期間の設定は任意であり、設定しないことも可能】

[参考]宇都宮市の補助制度の対象者は、「協力企業に正規雇用され同企業に1年以上勤務し現在在籍していること」という条件があるため、協力企業が「第3条(支援制度の対象者)」に「入社後1年を経過した者」という条件を設けず、入社直後から3年間補助する場合、従業員が市に申請できるのは1年経過後からの2年間となるためご注意ください。(宇都宮市の補助金の支給期間は3年間)

[例:宇都宮市の補助制度の対象期間] ※あくまで一例です。

パターン①:市補助は2年間のみ/パターン②:市補助は3年間/パターン③:市補助は3年間

	入社後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
企業の補助	パターン①	●————→					
	パターン②		●————→				
	パターン③	●————→					
市の補助	パターン①		●————→				
	パターン②		●————→				
	パターン③		●————→				

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、事前に社員に対して通知する。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行